

(平成25年度)

教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成26年3月

新城市教育委員会

目 次

1 点検及び評価制度の概要	1
2 教育委員会	1
3 教育委員会事務局の行政組織	3
4 教育委員会事務局の事務分掌	4
5 平成25年度基本方針と施策の点検・評価	5
6 学識経験者の意見	15

1 点検及び評価制度の概要

1 制度

平成18年の教育基本法全面改正に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化した。

平成19年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、平成20年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。

2 目的

この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられ（地教行法第26条の2）、評価の結果を議会に提出し、公表することにより地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業

本年度の点検・評価は、新城市教育委員会の平成25年度教育方針と主要施策について、平成26年1月末時点において実施した。

4 学識経験者の知見の活用

選任した学識経験者2名から、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定に当たっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い視点からの知見を期して、学校教育、社会教育での教育や人材育成に携わっている識見の高い方の知見の活用を考慮した。

学識経験者

氏 名	職 歴 等
佐 野 真 一 郎	豊橋創造大学短期大学部教授
菅 沼 昌 人	元豊川高等学校校長

2 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行する行政機関としてすべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会である。

2 教育委員会の構成

- ・ 教育委員会は、6人の委員から構成されている。

本市教育委員会は、5名の教育委員で構成されてきたが、新城版こども園構想に基づく幼児教育の議論、検討が重要になること等に伴い、平成22年4月1日から1名増員して6名体制となった。

- ・ 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、その任期は4年であり、再任もできる。
- ・ 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰する。委員長の任期は1年であるが、再任もできる。
- ・ 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会の

指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。

- ・事務局は、教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、それぞれの教育委員会の規則で定められている。

3 教育委員会の活動状況

教育委員会の活動として、定例会や臨時会の会議開催のほか、課題研究・意見交換のため、また学術及び文化に関する識見を高めるための研修を行うとともに、各種行事・会議に出席している。

なお、定例会、臨時会の会議録をホームページで公開するなど、広く市民に開かれた教育委員会を目指している。

- (1) 定例会開催 10回 (平成25年4月～平成26年1月)
議案等件数 ・ 議案 7件
- (2) 臨時会開催 2回 (平成25年11月、平成26年3月)
議案等件数 ・ 議案 2件
- (3) 愛知県市町村教育委員会連合会等への参加
県内各市町村教育委員会相互の緊密な連絡協調と教育諸問題の研究等により、教育水準の向上と教育行政の円滑な運営に資するため参加した。
 - ・ 愛知県市町村教育委員会連合会 第47回定期総会及び研修会 (7月10日)
 - ・ 三遠南信教育サミット (7月12日 阿智村で開催。来年度 新城市開催地)
- (4) 学校訪問
学校経営方針や学校現場の課題、授業等を実地に視察し実情把握をした。
新城小、東郷西小、東郷東小、鳳来中部小、東陽小、鳳来寺小、鳳来東小、鳳来西小、作手小学校南校舎、新城中、八名中、作手中の12小中学校へ教育委員各1名が参加した。
- (5) 各種行事・式典等 (年間) への出席
卒業式をはじめとした儀礼的行事、文化祭や合唱コンクールをはじめとした学芸的行事、運動会をはじめとした健康安全・体育的行事への出席。
また、成人式や市民文化講座等への出席。しんしろスポレク祭をはじめ、各競技団体が行う春夏市民体育大会、新城マラソン大会等への出席。

教育委員会委員

(平成26年1月1日現在)

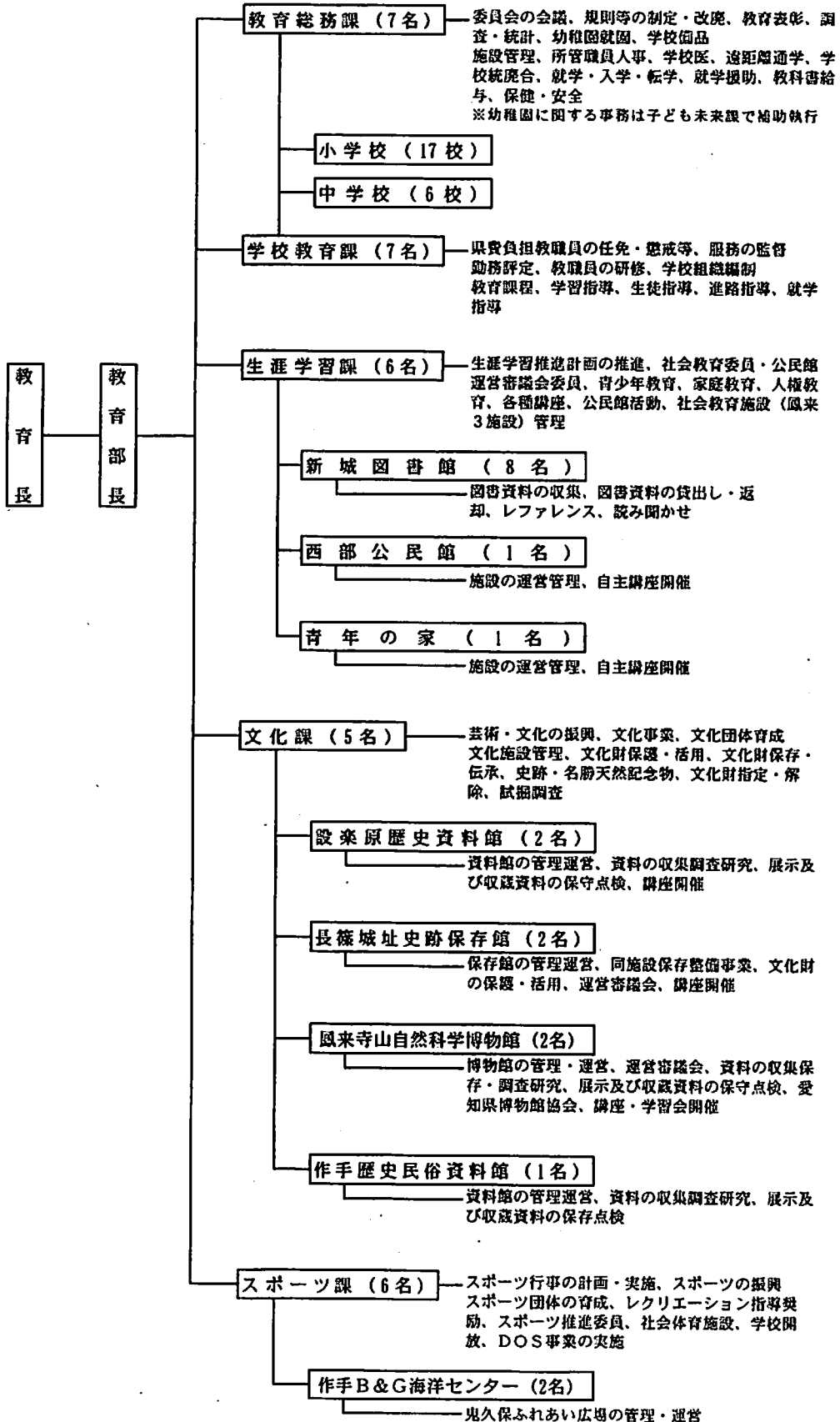
職 名	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	瀧川 紀幸	平成22年4月1日～ 平成26年3月31日	
委員長職務代理者	馬場 順一	平成22年11月29日～ 平成26年11月28日	
委 員	川口 保子	平成23年11月29日～ 平成27年11月28日	
委 員	花田 香織	平成24年11月29日～ 平成28年11月28日	
委 員	原田 純一	平成25年11月29日～ 平成29年11月28日	
委 員 (教育長)	和田 守功	平成25年11月29日～ 平成29年11月28日	

3 教育委員会事務局の行政組織

組織及び主な事務

(平成25年4月1日現在)

※嘱託職員は含む。臨時職員は除く



4 教育委員会事務局の事務分掌

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 教育財産の管理に関する事。
- (5) 教育表彰に関する事。
- (6) 教育に関する調査、統計及び広報に関する事。
- (7) 幼稚園の就園、奨励費等に関する事。
- (8) 小中学校、幼稚園の備品に関する事。
- (9) 事務局職員、県費負担教職員以外の教職員の任免その他の人事に関する事。
- (10) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (12) 遠距離通学に関する事。
- (13) 学校統合の調整に関する事。
- (14) 児童及び生徒の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- (15) 教職員、児童生徒及び幼児の保健並びに安全に関する事。
- (16) 教科書、指導書等の取扱いに関する事。
- (17) 学校体育に関する事。
- (18) 学校給食に関する事。
- (19) 要保護、準要保護又は特別支援学級の援助費又は奨励費に関する事。
- (20) 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関する事。

※幼稚園に関する事務をこども未来課で補助執行

学校教育課

- (1) 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関する事。
- (2) 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する事。
- (3) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (4) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (5) その他学校教育の指導及び助言に関する事。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習の啓発推進に関する事。
- (3) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に関する事。
- (4) 生涯学習推進体制に関する事。
- (5) 青少年教育、家庭教育、人権教育及び各種講座に関する事。
(乳幼児及びその保護者に係る家庭教育等に関する事)
- (6) 公民館の設置及び活動に関する事。
- (7) 図書館業務に関する事。
- (8) 社会教育施設に関する事。

文化課

- (1) 芸術文化の振興に関する事。
- (2) 自主文化事業に関する事。

- (3) 文化活動の支援及び文化団体の育成に関すること。
- (4) 文化施設に関すること。
- (5) 文化財の保存、伝承及び活用に関すること。
- (6) 文化財保護審議会に関すること。
- (7) 市誌等の編さんに関すること。
- (8) 設楽原歴史資料館に関すること。
- (9) 長篠城跡保存整備事業に関すること。
- (10) 長篠城址史跡保存館の管理運営に関すること。
- (11) 鳳来寺山自然科学博物館の管理運営に関すること。
- (12) 作手歴史民俗資料館の管理運営に関すること。

スポーツ課

- (1) スポーツの振興及びスポーツ団体の育成に関すること。
- (2) スポーツ行事の計画及び実施に関すること。
- (3) B & Gに関すること。
- (4) スポーツ推進委員に関すること。
- (5) 社会体育施設に関すること。
- (6) 学校開放に関すること。
- (7) D O S 地域再生事業による地域活性化と経済効果の創出。

5 平成25年度教育方針と施策の点検・評価

1 新城教育のめざすもの

本年度は、今まで取り組んで参りました共育の実践を発展させ、「共育で学校・家庭・地域に貢献する」ことを目指します。

この「共育」の考え方で、「新城の三宝」を活かして、学校や家庭・地域に「貢献する活動」を充実させることで、学びがい・やりがいが高まり、子供の学びの成果は上がり、家族の和が増し、街が元気になり、地域の魅力が増すものと考えます。

2 一人ひとりの子供に光を当ててきた、きめ細かな指導の徹底

「遊びを大切に作る学校」「しつけ・習慣を重んじる学校」

【施策】

1) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業

教育活動の推進を図るために、市内の4小学校と2中学校に研究委嘱を行います。その研究テーマのなかに、教科研究や健康教育に加えて、「遊びの時間」、「しつけ・習慣」を位置づけます。

2) 不登校いじめ専門相談員の設置

不登校児童生徒やいじめ問題の早期対応のために、新たに不登校いじめ専門相談員を設置します。学校教育課に常駐し、電話相談、家庭訪問、適応指導教室との連携を行います。

3) いじめ人権サポート委員会の開催

定期的にいじめ人権サポート委員会を開催し、いじめの未然防止、早期対応、人権侵害の防止を図ります。

【点検・評価】

1) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業

「遊びの時間」の研究委嘱を鳳来西小学校に行いました。学校現場における「遊びの時間の」の工夫を図ることで、体力向上とともに対人関係の基礎作りや社会性の育

成を目指して研究しています。具体的には、毎週水曜日の昼放課「ゆうゆうタイム」での全校での集団遊び、クラブ活動の時間に地域の方を講師に迎えての昔の遊び体験、校内の「わくわくの森」学校周辺の自然を利用した自然のなかでの遊びに取り組んでいます。活動を行うなかで、子供たちの遊びの内容が広がり、社会性の高まりが見られます。

「しつけ・習慣」の研究委嘱は新城中学校に行いました。「共に汗するさわやか新中生」をテーマに道徳の研究を行っています。道徳の授業研究、道徳講話を聴く会、ボランティア活動や自然体験活動に取り組み、道徳的実践力の定着を図っています。授業研究や道徳講話の成果、道徳的実践力の定着については、道徳の授業公開や学校行事での生徒の姿を保護者や地域の方に見てもらおうことで評価を受けています。

2) 不登校いじめ専門相談員の設置

県教育委員会の家庭教育コーディネーター経験者を新たに市の不登校いじめ専門相談員として設置しました。これまでの市内の相談対象者も継続して相談を行っており、学校復帰や好転による相談終了という成果に結びついています。さらに、適応指導教室、こども未来課との連携も行いやすくなりました。

3) いじめ人権サポート委員会の開催

7月24日に第1回いじめ人権サポート委員会、1月22日に第2回いじめ人権サポート委員会をそれぞれ開催しました。人権擁護委員、児童相談所職員、学校カウンセラー、警察署生活安全担当者を委員として、市内小中学校のいじめ人権問題に対する取り組みについて協議しました。さらに、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」についても情報交換や協議を行いました。

3 「確かな学びを保障する学校」「健康・スポーツを推奨する学校」 「地域密着の個性的な学校文化の構築」

【施策】

1) 共育の日

年1回、市内一斉に「共育の日」学校公開日を設け、市民だれもが、市内すべての小中学校を参観できるようにします。在住の学区を越えて、他地域の学校に出かけ、その特色を知ることで、自分の学校の共育に生かすこともできます。

2) 貢献活動の展開

各小中学校では、休日など、子供たちが学区に出かけ、清掃や福祉、地域行事など、自主ボランティア活動を行っています。地域の方に学校に来ていただくボランティア活動と、子供たちが地域に出かけていくボランティア活動との双方向の活動による貢献活動を展開することにより、共育を充実させます。

3) 学校防災委員会

中学校において、地震や風水害など、さまざまな想定をするなかで、市や地域との連携を図りながら、防災マニュアルと避難訓練の見直しを進めます。

【点検・評価】

1) 共育の日

6月16日(日)を市内一斉の学校公開日として、市内22校(作手小は2校舎)すべての小中学校が終日、公開しました。参観者総数は、4151人、そのうち、保護者は、3122人、保護者以外で1029人であり、24年度と比較して、総数は、1.4倍、保護者数は、1.3倍、保護者以外の人数は、1.7倍となりました。

「日曜日は、仕事の休みの人が多く、父親や地域の方の参加も多かった」「祖父母にとっても参加しやすかった」「孫のいない私が学校に来られて本当に嬉しかった」「市内一斉ということで、市内全域で取り組んでいるイメージが打ち出せてよい」「こういう日に地域の一員として今後もせっせと学校に足を運びたい」「参観日とは、また違う趣で自然体で過ごす子供のたちの様子を見ることができて嬉しかった」「今後、市全体で共育について、考えていく一日になると思う」という意見がありました。

2) 貢献活動の展開

小学校の運動会に器具係などのスタッフとして中学生が参加したり、小学生が「ふるさと歴史案内人」として史跡の案内ガイドを定期的に行う活動が本格化したり、学区内で野外コンサートを開催したりするなど、活動の広がりが見られました。

3) 学校防災委員会

新たな取り組みとしまして、各中学校に防災委員会を設置し、地域防災の担い手、災害発生時の対応要員として、中学生の役割を考え、必要な技能習得に努めるよう依頼しました。また、学校と地域とが連携した防災ネットワークづくりのため、学校を会場とする市と地域が連携した防災訓練、「共育」と「小中連携」を意識した災害発生時の小中合同下校訓練、防災講演会、安全マップづくり等、様々な活動が実施され、学校と地域、小中学校間の連携の充実と教職員の意識の高揚が図られました。

4 教育環境の整備

【施策】

1) 小学校の再配置

少子化の進行で、小学校の児童数が少なくなり、授業や生活などの活動場面において適切な人数の維持が難しくなっていることから、平成 21 年 3 月に「小学校再配置の基本的な考え方と指針」を策定しました。

本市における小学校再配置検討の目安を、6 学級未満の学校規模としており、この指針に基づき地域の総意を得ながら地元組織を立上げ、協議を進めます。

2) 学校施設の整備

学校施設の整備にあたっては、環境と共育に配慮し進めます。

【点検・評価】

1) 小学校の再配置

平成 25 年 4 月、山吉田小学校と黄柳野小学校が統合し黄柳川小学校を開校し、また、作手地区の菅守小学校、開成小学校、巴小学校、協和小学校の 4 校を 1 校 2 校舎体制で作手小学校北校舎・南校舎として開校しました。スクールバスの導入など、広域になった通学路の対応をしております。

鳳来北西部地区については、平成 25 年 5 月に連谷小学校、海老小学校、鳳来寺小学校の 3 校の各学区ごとに 6 名委員を選任していただき、検討会を立ち上げ協議を始めました。平成 28 年 4 月に統合をめざし、月 2 回のペースで会議を重ねています。なお、9 月、鳳来西小学校区にも説明にはいり、北部 3 校と同時に統合をすべきかどうか、地域で検討を重ねていただき、平成 26 年 1 月には他の 3 校と足並みをそろえて統合をすすめるという地域合意を得ました。再編は行政主導でなく、あくまで最終的に地域の合意ですすめてまいります。

2) 学校施設の整備

昨年度に黄柳川小学校の建設、新城小学校屋内運動場の建設を終えました。平成 25 年度はそれに付随して山吉田小学校及び新城小学校の講堂の解体をおこないました。また、昨年まで大型事業を抱えていたためできなかった各学校からの要望されている修繕工事について、当初予算だけでなく、積極的に補正予算計上を行い対応しました。

作手小学校は平成 27 年度及び 28 年度に作手高里地区に建設を予定し、同時に建設を行う作手総合支所庁舎、山村交流施設とともに作手地区の共育の拠点施設として整備してまいります。地域住民から構成される作手小学校準備委員会及び市から囑託された総合整備委員会で検討をすすめていただき、10 月には地域住民の意見を取り入れた基本設計が完成しました。

5 市民が感動・創造・貢献の喜びを感じる環境づくり
(生涯学習課)

【施策】

1) 「共育」の啓蒙活動を継続して展開します

「共育」の理念が、広く親しみをもって市民の間へ浸透が図れるよう「ロゴマーク」と、具体的な目標、指針となる「新城共育12」を制定し、啓蒙活動を展開します。

2) 『生涯学習推進計画』に基づく各種施策を進めます

平成21年3月に策定した『新城市生涯学習推進計画』を3年経過した平成25年3月に「第1期見直し・進行管理」を行いました。本市の生涯学習推進施策を「共育」の理念を核として「子育て活動」「地域活動」「健康・スポーツ活動」「文化芸術活動」の4つの活動に重点を置くよう改めましたので、それぞれの趣旨にあった具体的な各種施策を実施するとともに、地域住民が主体となる公民館活動の支援も継続して進めます。

3) 市図書館を直営化し活性化を進めます

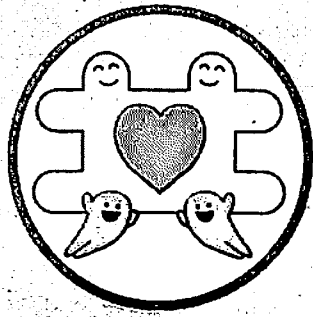
「知的財産である書籍を収蔵（購入）し活用（貸出）する」という本来、図書館が持つ使命は、安定的かつ継続して行われることにより果たされることから、ソフト事業を直営化することで今一度原点に立ち返り、「共育」の理念に沿って市民ニーズを的確に捉え、責任をもった機動的な事業展開を行います。

【点検・評価】

1) 「共育」の趣旨を浸透させるため、5月にロゴマークを募集し、6月に決定しました。予想を上回る反響があり、800点を超える応募がありました。どの作品も「共育」の意義を親子でしっかり話し合ったことがうかがわれ、ロゴマークの募集に啓蒙効果が感じられる結果となりました。また、学校、家庭、地域は連携するための共通目標、指針として「新城共育12」を策定しました。内容は、共育の礎となるものであり、子どもだけでなく、すべての大人が身に付けたい心得となっています。基本は子育てのための指針ですが、子どもに呼びかけることによって大人も共に成長することを提唱するものであり、生涯にわたって新城市民が行動指針として持ち続けることを期待するものです。市民への浸透させるためポスターとして8月末に全戸配布しました。

2) 学校休業日を中心として、豊かな自然や文化財に恵まれた本市の環境の中で、人と人がふれあい、活動することによって健康な体と心が養えるよう「土曜子ども教室」や「子ども体験講座」を開設しました。さらに、本年度よりスタートした「こども園」との連携も重要と考え、これまで幼稚園へ委嘱し実施していた「家庭教育学級」を「こども園」への委嘱と改めるよう園長会と調整を行い、本年度より実施しました。また、各行政区で行われる多様な生涯学習活動への支援も継続して行い、「生涯学習活動費補助金」として全公民館へ交付しました。

3) 市の正規職員を2名、司書資格を有する嘱託職員を含め6名、臨時職員3名を配置し、図書館のソフト事業を直営化しました。直営化に合わせ配架する雑誌を増やしたほか、小学生新聞も配置するなどして、市民の来館意欲が高まるように整えました。また、恒例となった図書館まつりを本年度は8月18日から25日（7日間）に開催し、作家の高島純さんをお招きしたほか、読み聞かせグループの皆さんの協力で多くのワークショップを開設して、子どもたちをはじめとして期間中延べ600人を超える市民の方々に「図書」「図書館」の魅力を感じていただきました。



しん しよ とも いく いいに 新城共育12

「ともにあいさつ あいにとば」

「友に挨拶 合言葉」 「共に愛察 愛言葉」

くりかえし口ずさみ、子供も大人も共に実践、成長しましょう！

- 1月 **と** 友だち 家族 なかよくします
- 2月 **も** もったいない ものを粗末にしません
- 3月 **に** 人間 汗し 働き 貢献します



あはは運動

- 4月 **あ** あいさつ はきもの 「はい」返事
- 5月 **い** いじめ・暴力 絶対しません
- 6月 **さ** 最後まで 人の話を聞きます
- 7月 **つ** 辛くても 夢にチャレンジ あきらめません
- 8月 **あ** 「ありがとう ごめんなさい」が言えます
- 9月 **い** 一生青春 自ら学び 続けます
- 10月 **こ** ことばは命 心をこめて 伝えます
- 11月 **と** 時を守り 早ね 早おき 朝ごはん
- 12月 **ば** 場を清め 整理整頓 後かたづけ

よく見えるところに掲示して下さい

新城市教育委員会

(文化課)

【施策】

- 1) 新城市文化協会に対する活動支援（補助金）
市文化協会の活動に対し、補助金を交付し、その支援を行います。
- 2) 文化事業の開催
市内小学生・市民を対象とした「芸術鑑賞教室」「つくでの森の音楽祭」や市指定文化財である「新城歌舞伎」「新城薪能」など開催します。また、第38回を迎える「市民文化講座」を開催し、文化に触れる機会の創出に努めます。
- 3) 文化財の保護と伝承
伝統民俗芸能の保存伝承活動への支援、指定史跡の環境整備を行います。
- 4) 長篠城址史跡保存館と設楽原歴史資料館の連携の強化を図ります。
- 5) 火縄銃を始めとする歴史資料の活用と研究、特別企画展の開催など、合戦を巡る情報発信を行います。
- 6) 新城が全国に誇るべく観光拠点として認知されるような観光戦略を関係部局と連携して進めます。
- 7) 鳳来寺山自然科学博物館を拠点とした教育普及・展示、調査研究、収集保存活動を行います。展示活動や観察会をとおして、自然に対する理解を深めます。また、調査研究活動をもとに「新城市の自然誌」を発行します。

【点検・評価】

- 1) 各分野の文化団体が加盟する市文化協会への事業費補助を実施しました。
- 2) 文化事業においては、さまざまな事業の実施により、多くの市民等に文化・芸術の場の提供ができました。
- 3) 文化財指定地の環境保全を整備実施したことにより、地元住民の文化財保護意識の向上が図られました。また、指定無形民俗保存団体活動への補助により、保存・伝承が行われました。
- 4) 両館とも利用できる共通券利用を双方の窓口で啓発することにより、保存館が21%の増加、資料館が31%の増加が図られました。
- 5) 「長篠・設楽原の戦い」を広く紹介し、知識と理解を深めるために、企画展や歴史講座を開催しました。
長篠城址史跡保存館の企画展では、春に「保存館収蔵品展」、秋に「長篠城籠城武士 林主水家の足跡」を開催しました。保存館の秀逸な収蔵品をテーマを設けて展示し、市民に広く啓発することができました。秋には長篠城で籠城した奥平家の下級武士「林主水」と子孫の林橋作の先祖探しの旅にまつわる展示品を所有者の協力で初公開することができました。末裔の林橋作は、明治時代から大正時代にかけて、新城町の郷土史家皆川登一郎とも親交が厚く、皆川家のご協力により、林橋作の書簡を展示することができました。歴史講座では、連続講座の形で「古文書・紀行文から探る地域の戦国時代」をテーマに、6回の講座を開催し、115名の応募があり、延べ491人

の受講者がありました。受講生の内訳は市内のみならず市外からも多数の応募があり、歴史講座の更なる定着が図られました。

設楽原歴史資料館は日本一の規模を誇る古式銃を所蔵し、その古式銃とともに、長篠・設楽原の戦い・岩瀬忠震の紹介を行っています。今年度開催しました「奥平展、再び展」「澤田平コレクション展」「漂流 200 年 - 船長日記から開国へ」「鉄砲隊の火縄銃展」の 4 つの企画展はいずれも資料館設立の趣旨に沿ったものでありました。また、単に企画展を実施するだけでなく、その事業に付随して記念講演会や複数回の展示解説など関連行事を積極的に実施するとともに、また団体客の誘客を行い、前年度並みの入館者数を見込んでいます。

6) 観光戦略として、観光協会・観光課・各主催者と密接に連携をとり、新城が誇る戦国三大祭りである「長篠合戦のぼりまつり」「作手古城まつり」「設楽原決戦場まつり」を『しんしろ戦国絵巻三部作』としてそれぞれを一幕、二幕、三幕として開催し 5,000 人の集客がありました。

7) 鳳来寺山自然科学博物館では、開館 50 周年を迎え、記念事業として、特別展「東三河のきらめき鉱物展」、「博物館を支えたナチュラルリストと秘蔵のコレクション」、「鳳来寺山自然科学博物館半世紀の歩み」展を開催し、郷土の自然の素晴らしさと、博物館を支えた人々、博物館の設立からの歴史を紹介しました。2 月には特別展会場で、開館 50 周年記念式典を開催し、半世紀の活動の歴史を振り返るとともに新たな出発の場とすることができました。

ゴールデンウィークと秋のもみじ祭りには、ミュージアムフェスティバルやナイトミュージアムを行い、利用者と一体となったイベントを展開しました。また、ジオパーク構想の実現に向けて、豊橋市自然史博物館と共催でシンポジウムを開催し、実際にジオサイトに向くジオツアーを 2 回開催しました。

足元の自然を楽しく学ぶ野外学習会は年間 9 回開催し、郷土の自然の理解を深めることができました。さらに、子ども&子どもにかえりたい大人の自然講座を 3 回開催し、子どもに対応した講座を行いました。

調査研究活動では、新城市の自然環境基礎調査を継続して実施し、市の自然環境の実態の把握に努めるとともに、調査の結果をもとに「新城市の自然誌-昆虫・動物編」の編集、発行をしました。

(スポーツ課)

【施策】

1) 市民スポーツの振興とスポーツ活動団体の支援

スポーツを通して市民の健康維持と体力増進、青少年の心身の健全育成、また、地域社会の活性化を図るためスポーツ団体と協力したスポーツ大会やスポーツ教室を開催、そうしたスポーツ推進の核となるスポーツ活動団体への支援を行う事により継続的な効果が得られます。

2) DOS 地域再生事業による地域活性化と経済効果の創出

本市の豊かな自然を利用し、アウトドアスポーツのまちづくりを進めることで、アウトドアスポーツの環境整備を行い、流入・交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

3) 社会体育施設の適切な維持管理

新城市 B & G 海洋センターをはじめ、市内に点在する体育施設の維持管理と豊川河川敷の長期占用許可により市民の体育活動の場を提供します。また、地域に密接する

学校体育施設の適切な開放などによる、各地区での体育活動、スポーツ振興を支援します。

4) 市民体育館の取り壊しによる代替施設の検討

新庁舎建設にともない現在の市民体育館が取り壊される予定になっており、代替施設の検討を行います。

【点検・評価】

1) スポーツ振興事業

① 水泳教室 (場所: スポーツボックス新城)

開催日 7月30日(火)、31日(水)、8月1日(木) (3日間)
3部制: 各部70人定員 受講者数 152人 (延べ432人)
専任講師7人、補助員1人 (スポーツボックス新城)

② 少年スポーツ教室 (新城市体育協会加盟12団体へ委託)

夏休み期間中、市内各所において開催
受講対象者: 小学生、中学生 12種目12教室 受講者: 319人 (延べ1,068人)

③ しんしろこどもすぼ一つくらぶ

開催日 6月~3月 毎月第2土曜日
場所 ふれあいパークほうらい多目的グラウンド等
内容 ボール遊び・なわ遊び・ペタンク・ウォーキング 入部者 39人

④ 市民体育大会開催事業

・第8回春季市民体育大会の開催

総合開会式 4月21日(日) 桜淵いこいの広場グラウンド
3月24日(日)から5月26日(日)の間、各種目、各会場において開催
18種目 18競技団体 参加者数 2,950人

・第8回夏季市民体育大会開催

総合開会式 8月4日(日) 県営新城総合公園
7月14日(日)から9月8日(日)の間、各種目、各会場において開催
17種目 17競技団体 参加者数 2,200人

⑤ 第13回つくしんぼうスポレク祭

・開催日 6月8日(土) 新城総合公園

昔の遊び・ニュースポーツ・弓道・テニス・野球・ゲートボール・車椅子体験・
体力測定等 参加者数 1,303人

⑥ 作手地区スポレク大会

・開催日 6月1日(土)~6月30日(日) 鬼久保ふれあい広場他
5種目 ゴルフ、GB、GG、弓道、パトミントン 参加者数 411人

⑦ 第46回市民歩こう会 (作手⇒鳳来⇒新城のローテーションで会場変更)

・開催日 10月14日(月・祝) 鳳来地区愛知県民の森
健康コース6.4km、体力コース7.4km 参加者数 384人

⑧ 第23回新城市民鳳来地区ゴルフ大会(鳳来地区にゴルフ場がオープンした記念)

・開催日 3月3日(月) 秋葉ゴルフ倶楽部
実行委員会 委員長 片桐幸信 参加者数 200人

⑨ 市体育協会補助金交付事業

・補助対象団体 新城市体育協会 H25登録会員 23団体 3,150人

⑩ 新城市スポーツ少年団等補助金交付事業

・補助対象団体 新城ヤングスターズ他9団体
補助額 団員1人500円・種目割20,000円・県登録加算5,000円

⑪ 愛知万博メモリアル 第8回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

・開催日 12月7日(土) 新城市体育協会を中心とする支援委員会組織

- 愛知万博開催を記念してH18年度から開催 結果 H25=25位(38市)
- ⑫ 第38回新城マラソン大会の開催
- ・開催日 1月19日(日) 県営新城総合公園及び周辺道路において開催
H25=参加申込者:3,092人 参加者:2,801人

※ 年間を通じてのスポーツ大会及び行事を概ね計画通り開催でき「少年スポーツクラブ」や「つくしんぼうスポレク祭」また、「こどもすぽーつくらぶ」などにおいては、体育協会会員及びスポーツ推進委員という地域の方々による直接指導であることと、多種多様なスポーツを子供たちが体験し一緒に楽しむことによりスポーツの振興もさることながら、子供たちにしてみれば地域のお年寄りと直接触れ合える機会となっています。

2. DOS 地域再生事業

新城の自然を活かした各種アウトドアスポーツ競技の支援を行います。

- ① 第2回全日本トライアル選手権大会 in 新城(財)日本自転車競技連盟主催
- ・開催日 4月13(土)・14日(日) 桜淵公園において開催
H25=参加者:54人 来場者:3,400人
- ② 2013 ツール・ド・新城(第9回)
- ・開催日 7月20・21日(土日)県営新城総合公園及び周辺道路において開催
バイクナビ・グランプリ全6戦の第2戦(自転車ロードレース)
ツール・ド・新城実行委員会主催(アジアスポーツコミュニケーションズ株)
H25=参加者:1,187人
- ③ 三河高原トレイルランニングレース大会(愛知県オリエンテーリング協会主催)
- ・開催日 9月29日(日)作手鬼久保ふれあい広場と周辺山野において開催
H25=参加者:1,100人
- ④ 新城ラリー2013(第10回目)主催:モンテカルロオートスポーツクラブ
- ・開催日 10月25日(金)・26日(土)・27日(日)
DOS主催:新城市
H25=参加台数:全日本46台、地方戦29台、TRDラリー60台計135台
H25=観戦者:42,000人(初日10,000人、2日目32,000人)
- ⑤ OSJ 新城トレイルレース2014(パワースポーツ主催)
- ・開催日 3月22・23日(土日) 会場 県民の森から棚山高原一帯
年間全10戦の第2・3戦
参加定員各部700人(32kmの部・11kmの部)
2014参加者数=1,400人

※ 「アウトドアスポーツ」による地域の活性化を目的として四季を通じて開催している5事業について、当初の計画通り開催若しくは予想以上の成果が得られた事業となりました。その中でも「新城ラリー2013」においては、愛知県やトヨタ自動車㈱の協力もあり主会場を県営「新城総合公園」に移しての開催で、初日台風の影響のある中、2日間で42,000人の観客動員を得る他に類の無いビッグイベントに成長し、その経済効果は計り知れないものとなりました。

3. 体育施設管理

- ・鬼久保ふれあい広場
作手B&G海洋センター(体育館・プール、艇庫)、イベント広場、テニスコート、山村広場(グラウンド、芝生広場)、リフレッシュセンター(会議室)
- ・市民体育館(平成25年4月1日付で、条例廃止)

- 競技場、会議室、
- ・新城武道場
柔道場
- ・作手武道場
剣道場、柔道、弓道場
- ・ふれあいパークほうらい
多目的グラウンド、屋外ステージ、芝生広場
- ・桜淵いこいの広場
テニスコート、運動広場
- ・竹ノ輪グラウンド（山吉田地区会管理委託）
- ・夜間照明施設
新城・千郷・鳳来中部・東陽・鳳来東小、八名中、有海緑地公園、新城高校
- ・学校体育施設スポーツ開放
 - ① 市内17小学校、5中学校の運動場、体育館等
平成24年4月1日より使用料徴収
 - ② 子ども市民プール開設
新城市立八名小学校のプールを8月の一ヶ月間18才未満の子どもに開放
H25＝・実開放日数22日間 ・延べ利用者1,754人
夏季における湯水対策により7月27日～8月21日までとなりました。

- ※ 学校施設開放を受益者負担とし利用料の徴収をしたため多少の混乱もあったが、本来の形が築けました。
- ※ 新城市B&G海洋センターは、昨年度に引き続きB&G財団から「特A評価」をいただきました。
- ※ 市民体育館の取り壊しに伴う代替施設として、穂の香学園と新城市とで体育館開放について協議、穂の香学園の支障の無い範囲で利用できる予定であります。これまで、市民体育館を使用してきた団体に対しては、学校開放施設を利用してもらうか、青年の家の体育館及び穂の香学園体育館を利用するよう案内予定です。

6 学識経験者の意見

地教法第27条第2項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たり、学識経験者から意見を聴取しました。

1. 報告書の全般に関して

「共育の輪」を広げ、さらに「共育で学校・家庭・地域貢献する」という、一連の取り組みがより深化・発展を遂げていることが、各事業の随所に見受けられる。すべての事業が「共育」を軸に展開し、「共育」に向けて収斂して発展して行く様態は昨年度同様に見事であり、高く評価できる。今後ますます「共育」を礎にしながら、より一層の新城教育の充実を願うものである。

「共育で学級、家庭、地域に貢献する」ことを目指し、「新城の三宝」を活かして学び合い、やりがい高めさせる方針は新城市の現状から見て、時宜を得たものと高く評価する。また、一人ひとりの子どもに光を当てたきめ細かな指導でいじめの未然防止、早期対応、人権侵害の防止などは喫緊の課題であり、いじめサポート委員会、不登校いじめ専門相談員の設置は不可欠であり、これも大いに評価したい。恵まれた自然の中で「子どもは地域で育てる」実践が着実に進められている新城市の教育は今後ますますの評価を得るものになると大いに期待している。

2. 学校教育について

【1「新城教育のめざすもの」から3「確かな学びを保障する学校」「健康・スポーツを推奨する学校」「地域密着の個性的な学校文化の構築」まで】

本年度は「共育(ともいく)」という概念に基づき、「新城の三宝」を活かしながら、学校・家庭・地域に対して具体的な施策を展開している。昨年度が「共育(ともいく)」の概念を伝えることに重点が置かれていたのに対し、本年度はより具体的なレベルで「共育(ともいく)」を展開することにシフトしている。その顕著な指標としては、「共育(ともいく)」のロゴマークを募集決定し、さらには学校・家庭・地域連携の目安となる「新城共育(しんしろともいく)112(いいに)」を策定し、「共育(ともいく)」という抽象概念を、より誰もが共有できる具体的なレベルで表現し、市内全戸へ配布したことが挙げられるであろう。「共育(ともいく)」のこうした「見える化」を行ったことは、本年度の「共育(ともいく)の日」の参加者が、昨年度と比較しても総数で1.4倍(4,151人)、保護者1.3倍、保護者以外の人1.7倍という数値を見ることによっても、着実に「共育(ともいく)」の概念が拡がりをみせていることは明瞭である。

こうした全般的に「共育(ともいく)」を推進して行く中で、全体では「確かな学びを保障」しつつも、一人一人の子供に光を当てるきめ細かな指導を併せて行っていることも評価できる。具体的には、これまでのSC、ハートフルスタッフの配置に加え、不登校いじめ専門相談員の設置、いじめ人権サポート委員会の設置などが挙げられる。こうしたきめ細かさが、「共育(ともいく)」=「新城教育」の基幹に関わるものであることを忘れてはならない。

次に、情報通信系メディアを巧みに利用しての「共育(ともいく)」普及推進を評価する。全小中学校がホームページを開設し、学校の情報(様子等)を開示していることも「共育(ともいく)」の啓蒙・普及の一助になっていることは疑う余地がない。H25年度アクセス数が約74万回に及ぶことが、このことを裏付けている。また、「いじめ・体罰ホットメール」、全学一斉配信メール等、情報通信系メディアを積極的に利用している状況は、将来を担う人材を輩出する学校のあるべき姿だと評価する。ともすれば、情報機器については暗部にだけ焦点をあてられやすい。その中で、積極的に利用していることは、

教職員の「情報」に対する啓蒙にも繋がり、さらには児童・生徒の望ましい利用方法についても教職員が検討できる重要な契機、機会を供する場になることを認識し、今後とも取り組まれることを願う。

【4「教育環境の整備」から5「市民が感動・創造・貢献の喜びを感じる環境づくり」まで】

(1) 学校の再編について

平成25年度は小学校の再配置が行われ、山吉田小学校、黄柳野小学校が統合し、黄柳川小学校が開校。作手地区については、四小学校が、作手小学校になり、1小学校2校舎体制になった。学校再配置の基準(H21年3月策定)について新城市はアウトラインを明示しているものであるから、公平に適用すべきであるが、地域の合意形成を醸成する努力を惜しんではならない。その点、鳳来地区の北部3校(連谷、海老、協和、各小学校)と鳳来西小学校との4校併せての地域合意形成に到達したことは、高く評価できる。

(2) 学校等の整備について

施設整備面については、予算を伴うものである以上、計画的に進めることが必須である。本年度は、黄柳川小学校校舎新設、新城小学校屋内運動場改築等や、学校再配置等によるスクールバス導入等が執行されている。留意して頂きたいのは、予算執行時点では予測不可能だった事態に遭遇した場合においても、即座に一定水準の教育環境を整備(復旧)できるだけの体制は堅持してもらいたい、と願うものである。

「共育」の考え方と「新城の三法」を生かす教育は年々充実し、学校、家庭、地域に定着し始めている。それに伴い学びの成果は上がっており、家庭の和が増し、父母の眼、地域の眼が学校に注がれるようになってきている。

学校現場では「遊びの時間」を工夫したり、「ゆうゆうタイム」での集団遊び、地域の人たちを迎えての「昔の遊び」、学校周辺の自然環境を生かしての遊びなどを工夫し、新城ならではのユニークな教育を展開している。

地域の人々が学校にきていただくボランティア活動と、子どもたちが地域に出かけていくボランティア活動との双方向の活動が展開されており、共育の充実を図っている。近い将来起こるであろうと予想されている災害対策として、各中学校での防災委員会設置、災害発生時の対応要員としての役割、防災ネットワークづくりのための学校を会場としての市と地域が連携した防災訓練など、「共育」と(小中連携)を意識した災害発生時の様々な活動が実施され、子ども、地域の人々、教職員の防災意識が高まっている。今後、更なる防災意識の高揚を図り、学校がより安全で安心できる教育現場になるよう、研究と実践を積み重ねることを強く要望する。

3. 社会教育について

(生涯学習課・文化課関係)

市図書館が直営化され、より利活用が向上したことが評価できる。(「共育」の啓蒙活動については、先に述べたのでここでは省略する。)恒例の図書館まつり(H25年8月18日~8月25日)も定着し、社会教育の活性化の一助になっていることは、期間中の参加者が600人超であったことから充分伺える。

次に地域活性化の大きな鍵となるのが「新城ジオパーク」構想である。新城の三宝の一つである自然を背景に、鳳来寺山自然科学博物館が中心となり、様々な情報提供や講演、書籍の発刊等、地域活性化に取り組んでいることは新城の独自性を際立たせるものとして、高く評価できる。

(文化課関係)

新城市は、歴史文化財的にも際立つ特徴を持つ地域であるので、従来展開している歴史・資料的な事業、自然関係の事業、伝統芸能の事業等を、幅広く展開していることは高く評価できる。今後も新城市の魅力を継続的に発信するさらなる事業を期待したい。

(スポーツ課関係)

新城市の地勢をうまく活用した数々の事業は、全般的に順調に推移していると評価する。その中でも、DOS事業である新城ラリーの取り組みは、地域活性化と経済効果の地方モデルとしての価値をもつものと考え、今後の益々の発展を願ってやまない。

「芸術鑑賞教室」「つくでの森の音楽祭」「新城歌舞伎」「新城薪能」など、小学生から大人までを対象とした文化事業の開催は、文化に触れる機会の少ない新城市に置いては極めて大切な事業であり、さらなる文化に触れる機会の創出を望む。また、本市には伝統民族芸能、指定史跡が豊富にあり、それらを保存伝承するためには環境保全、整備は不可欠である。

開館50周年を迎えた鳳来寺山自然科学博物館は、年間を通して様々な展示を行っており、多くの来館者で賑わっている。今後も自然環境の実態把握活動を活発に展開していただきたい。

「新城市の豊かな自然を利用し、アウトドアスポーツのまちづくりを進めることで、流入、交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化と雇用の創出を図る」という方針は、本市が今最も必要としている視点であり、多くの市民が望んでいることである。現在すでに様々なスポーツが展開されているが、より多くの市民が楽しく参加できるスポーツを取り入れて健康維持と体力増進を図る活動を展開し続けることを望む。

最後に、事業の推進にあたって「共育」の理念と、地域の活性化の精神が貫かれており、このことから新城の発展を示唆しているように思われる。そのためには、市民一人一人の意識改革が不可欠である。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成 25 年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成 26 年 3 月
新城市教育委員会

〒441-1392
新城市字東入船6番地1
電話 0536-23-7651 (教育総務課)